

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」(第1章)の改訂(新旧対照表)

現行	改訂後
1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」への対応	
<p>第10節 第78 注記 ＜注51＞重要な会計方針の開示について (新設)</p> <p>1 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準 (4) 有価証券の評価基準及び評価方法 (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 (7) 未収財源措置予定額の計上基準 (8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p>3 なお、重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。 (1) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 (2) 表示方法を変更した場合には、その内容 (新設)</p>	<p>第10節 第78 注記 ＜注51＞重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容 (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準 (4) 有価証券の評価基準及び評価方法 (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 (7) 未収財源措置予定額の計上基準 (8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p>(削除)</p> <p>3 表示方法とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法(注記による開示も含</p>

(新設)	<p>む。)をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。</p> <p>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</p>
<p>第11節 第79 運営費交付金の会計処理 <注55>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「<u>重要な会計方針の開示について</u>」第2項(1)「<u>運営費交付金収益の計上基準</u>」に注記しなければならない。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>	<p>第11節 第79 運営費交付金の会計処理 <注55>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「<u>重要な会計方針等</u>の開示について」第2項(1)「<u>運営費交付金収益の計上基準</u>」に注記しなければならない。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>3～6 (省略)</p>
<p>2. 非特定償却資産の減損処理</p>	
<p>第2節 第20 費用の定義 <注13>地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第2節 第20 費用の定義 <注13>地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p> <p>(4) (省略)</p>

3. 行政サービス実施コスト計算書の表示区分に関する見直し	
<p>第2節 第24 行政サービス実施コスト ＜注18＞行政サービス実施コスト計算における<u>損益計算上の費用及び控除すべき収益の範囲</u>について</p> <p>1 <u>損益計算上の費用には、損益計算書上の費用に計上された設立団体納付額も含まれる。</u></p> <p>2 行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</p> <p>(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</p> <p>(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</p> <p>(3) 財源措置予定額収益</p>	<p>第2節 第24 行政サービス実施コスト ＜注18＞行政サービス実施コスト計算における<u>控除すべき収益の範囲</u>について (削除)</p> <p>行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</p> <p>(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</p> <p>(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</p> <p>(3) 財源措置予定額収益</p>
<p>第9節 第74 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、引当外賞与増加見積額、引当外退職給付増加見積額、<u>機会費用及び(控除)設立団体納付額</u>に区分して表示しなければならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 <u>設立団体納付額は、業務費用に計上されている設立団体納付額を控除項目として計上する。</u></p>	<p>第9節 第74 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、<u>損益外除売却差額相当額</u>、引当外賞与増加見積額、引当外退職給付増加見積額<u>及び機会費用</u>に区分して表示しなければならない。</p> <p>2・3 (省略) (削除)</p>
<p>第9節 第75 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>第9節 第75 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>

I	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	(何)業務費	×××		
	一般管理費	×××	×××	
	(2) (控除)自己収入等			
	(何)手数料収入	-×××		
	(何)入場料収入	-×××	-×××	
	業務費用合計			×××
II	損益外減価償却相当額			×××
III	損益外減損損失相当額			×××
IV	損益外利息費用相当額			×××
	(新設)			
V	引当外賞与増加見積額			×××
VI	引当外退職給付増加見積額			×××
VII	機会費用			
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××		
	地方公共団体出資の機会費用	×××		
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	×××	×××	
VIII	(控除) 設立団体納付額		-×××	
IX	行政サービス実施コスト			×××

2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	業務費	×××		
	一般管理費	×××	×××	
	(2) (控除)自己収入等			

I	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	(何)業務費	×××		
	一般管理費	×××	×××	
	(2) (控除)自己収入等			
	(何)手数料収入	-×××		
	(何)入場料収入	-×××	-×××	
	業務費用合計			×××
II	損益外減価償却相当額			×××
III	損益外減損損失相当額			×××
IV	損益外利息費用相当額			×××
V	損益外除売却差額相当額			×××
VI	引当外賞与増加見積額			×××
VII	引当外退職給付増加見積額			×××
VIII	機会費用			
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××		
	地方公共団体出資の機会費用	×××		
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	×××	×××	
	(削除)			
IX	行政サービス実施コスト			×××

2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	業務費	×××		
	一般管理費	×××	×××	
	(2) (控除)自己収入等			

授業料収益	- × × ×		授業料収益	- × × ×	
入学金収益	- × × ×		入学金収益	- × × ×	
検定料収益	- × × ×		検定料収益	- × × ×	
附属病院収益	- × × ×		附属病院収益	- × × ×	
受託研究等収益	- × × ×		受託研究等収益	- × × ×	
受託事業等収益	- × × ×		受託事業等収益	- × × ×	
寄附金収益	- × × ×		寄附金収益	- × × ×	
・・・	- × × ×	- × × ×	・・・	- × × ×	- × × ×
業務費用合計		× × ×	業務費用合計		× × ×
II 損益外減価償却相当額		× × ×	II 損益外減価償却相当額		× × ×
III 損益外減損損失相当額		× × ×	III 損益外減損損失相当額		× × ×
IV 損益外利息費用相当額		× × ×	IV 損益外利息費用相当額		× × ×
(新設)			V 損益外除売却差額相当額		× × ×
V 引当外賞与増加見積額		× × ×	VI 引当外賞与増加見積額		× × ×
VI 引当外退職給付増加見積額		× × ×	VII 引当外退職給付増加見積額		× × ×
VII 機会費用			VIII 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	× × ×		国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	× × ×	
地方公共団体出資の機会費用	× × ×		地方公共団体出資の機会費用	× × ×	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	× × ×	× × ×	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	× × ×	× × ×
VIII (控除) 設立団体納付額		- × × ×	(削除)		
IX 行政サービス実施コスト		× × ×	IX 行政サービス実施コスト		× × ×

4. キャッシュ・フロー計算書における寄附金収入の取扱いの見直し

<p>第7節 第65 表示区分 ＜注43＞業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(7) (省略) (8) 寄附金収入(「第83 寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。) (9)～(11) (省略)</p>	<p>第7節 第65 表示区分 ＜注43＞業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(7) (省略) (8) 寄附金収入 _____ (9)～(11) (省略)</p>
--	--

5. 有形固定資産の科目名(図書)について

第5節

第53 資産の表示項目

1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1)～(7) (省略)

(8) 図書

(9)～(11) (省略)

2～4 (省略)

第5節

第53 資産の表示項目

1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1)～(7) (省略)

(8) 図書(公立大学法人に限る。)

(9)～(11) (省略)

2～4 (省略)

6. 公立大学法人が作成する附属明細書の追加について

第10節

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

(1)～(15) (省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第10節

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

(1)～(15) (省略)

(16) 寄附金の明細(公立大学法人に限る。)

(17) 受託研究の明細(公立大学法人に限る。)

(18) 共同研究の明細(公立大学法人に限る。)

(19) 受託事業等の明細(公立大学法人に限る。)

(20) 科学研究費補助金等の明細(公立大学法人に限る。)

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

7. その他

第2節

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

(1)～(12) (省略)

(13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注10)

(14) 未収収益で一年以内に現金化できると認められるもの

第2節

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

(1)～(12) (省略)

(13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注10)

(14) その他の資産で一年以内に現金化できると認められるもの

第3節

第36 退職給付引当金の計上方法

1 退職給付引当金は、退職給付債務に未確認過去勤務及び未認識数理計

第3節

第36 退職給付引当金の計上方法

1 退職給付引当金は、退職給付債務に未確認過去勤務及び未認識数理計

算上の差違を加減した額を計上しなければならない。
2・3 (省略)
4 未認識数理計算上の差違とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積
数値と実績との差違及び見積数値の変更等により発生した差違のうち、
費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差違は、平均残
存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。
5 (省略)

算上の差異を加減した額を計上しなければならない。
2・3 (省略)
4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積
数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、
費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残
存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。
5 (省略)

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」(第2章)の改訂(新旧対照表)

現行	改訂後
1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」への対応	
<p>第10節 第77 注記 ＜注53＞ 重要な会計方針の開示について (新設)</p> <p>1 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 退職給付に係る引当金の計上基準 (4) 有価証券の評価基準及び評価方法 (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 (7) 未収財源措置予定額の計上基準 (8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法</p> <p>3 なお、重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。 (1) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 (2) 表示方法を変更した場合には、その内容 (新設)</p>	<p>第10節 第77 注記 ＜注53＞ 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容 (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>2 会計方針とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。 (1) 運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 退職給付に係る引当金の計上基準 (4) 有価証券の評価基準及び評価方法 (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法 (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 (7) 未収財源措置予定額の計上基準 (8) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法 (削除)</p> <p>3 表示方法とは、公営企業型地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法(注記によ</p>

<p>(新設)</p>	<p>る開示も含む。)をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。</p> <p>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</p>
<p>第11節 第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理 <注57>運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について 1 (省略) 2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。 (1)・(2) (省略) (3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注53>「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。 (4) (省略) 3～7 (省略)</p>	<p>第11節 第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理 <注57>運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について 1 (省略) 2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。 (1)・(2) (省略) (3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注53>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。 (4) (省略) 3～7 (省略)</p>
<p>2. 行政サービス実施コスト計算書の表示区分に関する見直し</p>	
<p>第2節 第24 行政サービス実施コスト <注21>行政サービス実施コスト計算における損益計算上の費用及び控除すべき収益の範囲について 1 損益計算上の費用には、損益計算書上の費用に計上された設立団体納付額も含まれる。 2 行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益に</p>	<p>第2節 第24 行政サービス実施コスト <注21>行政サービス実施コスト計算における損益計算上の費用及び控除すべき収益の範囲について (削除) 1 行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益に</p>

は含まれない。

(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に
係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された
補助金等を財源とするもの

(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされるこ
とによって生じた還付消費税に係る収益

(3) 財源措置予定額収益

3 行政サービス実施コストを表示する際、損益計算書上の業務費用のう
ち、減価償却充当対象補助金（運営費負担金、運営費交付金及び補助金
等のうち、経常費助成のための運営費負担金・補助金等に対応し、減価
償却費に充当するものをいう。）を計上するものとする。

は含まれない。

(1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に
係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された
補助金等を財源とするもの

(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされるこ
とによって生じた還付消費税に係る収益

(3) 財源措置予定額収益

2 行政サービス実施コストを表示する際、損益計算書上の業務費用のう
ち、減価償却充当対象補助金（運営費負担金、運営費交付金及び補助金
等のうち、経常費助成のための運営費負担金・補助金等に対応し、減価
償却費に充当するものをいう。）を計上するものとする。

第9節
第73 表示区分

1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費
用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相
当額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければ
ならない。

2・3 (省略)

4 設立団体納付額は、業務費用に計上されている設立団体納付額を控除
項目として計上する。

第9節
第73 表示区分

1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費
用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相
当額、損益外除売却差額相当額及び機会費用に区分して表示しなければ
ならない。

2・3 (省略)

(削除)

第9節
第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
(何)業務費	×××		
一般管理費	×××	×××	
(2) (控除)自己収入等			
(何)手数料収入	-×××		
(何)入場料収入	-×××	-×××	
業務費用合計			×××

第9節
第74 行政サービス実施コスト計算書の様式

1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
(何)業務費	×××		
一般管理費	×××	×××	
(2) (控除)自己収入等			
(何)手数料収入	-×××		
(何)入場料収入	-×××	-×××	
業務費用合計			×××

(うち 減価償却充当補助金相当額 ×××)		(うち 減価償却充当補助金相当額 ×××)	
II 損益外減価償却相当額	×××	II 損益外減価償却相当額	×××
III 損益外減損損失相当額	×××	III 損益外減損損失相当額	×××
IV 損益外利息費用相当額	×××	IV 損益外利息費用相当額	×××
(新設)		V 損益外除売却差額相当額	×××
V 機会費用		VI 機会費用	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	×××
地方公共団体出資の機会費用	×××	地方公共団体出資の機会費用	×××
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	×××	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	×××
VI (控除) 設立団体納付額	-×××	(削除)	
VII 行政サービス実施コスト	×××	VII 行政サービス実施コスト	×××

3. キャッシュ・フロー計算書における寄附金収入の取扱いの見直し

<p>第7節 第65 表示区分 ＜注45＞業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(9) (省略) (10) 寄附金収入(「第83 寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。) (11)～(13) (省略)</p>	<p>第7節 第65 表示区分 ＜注45＞業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(9) (省略) (10) 寄附金収入 _____ (11)～(13) (省略)</p>
--	--

4. その他

<p>第2節 第13 流動資産 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。 (1)～(12) (省略) (13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注10)</p>	<p>第2節 第13 流動資産 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。 (1)～(12) (省略) (13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの(注10)</p>
---	---

(14) <u>未収収益</u> で一年以内に現金化できると認められるもの	(14) <u>その他の資産</u> で一年以内に現金化できると認められるもの
<p>第3節 第36 退職給付引当金の計上方法 <注33> 移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行当初の中期目標期間内で費用として処理することを認める。この場合、<u>1の基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。</u> また、<u>中期目標期間中</u>の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。</p>	<p>第3節 第36 退職給付引当金の計上方法 <注33> 移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行当初の中期目標期間内で費用として処理することを認める。この場合、「<u>第36 退職給付引当金の計上方法</u>」の1に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。 また、<u>当該中期目標期間中</u>の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。</p>
<p>第4節 第46 行政サービス実施コスト計算書の作成目的 行政サービス実施コスト計算書は、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、<u>一会計期間に属する地方独立行政法人の業務運営</u>に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に集約して表示する。</p>	<p>第4節 第46 行政サービス実施コスト計算書の作成目的 行政サービス実施コスト計算書は、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、<u>一会計期間に属する公営企業型地方独立行政法人の業務運営</u>に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に集約して表示する。</p>
<p>第7節 第65 表示区分 <注44> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1 (省略) 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、<u>地方独立行政法人の通常</u>の業務の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 3～9 (省略)</p>	<p>第7節 第65 表示区分 <注44> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1 (省略) 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、<u>公営企業型地方独立行政法人の通常</u>の業務の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 3～9 (省略)</p>

固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び注解の改訂 (新旧対照表)

現行	改訂後
1. 非特定償却資産の減損処理	
<p>第1章 第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) <u>減損が</u>、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。(注10)</p> <p>(2) <u>減損が</u>、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) <u>地方独立行政法人会計基準の「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が</u>、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。(注10)</p> <p>(2) <u>地方独立行政法人会計基準の「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が</u>、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>(3) <u>地方独立行政法人会計基準の「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。</u></p>
2. その他	
<p>第1章 第3 減損の兆候</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、<u>中期計画</u>の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第1章 第3 減損の兆候</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、<u>中期計画等</u>の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (省略)</p>